

加害者への再提訴についてお困りの方へ

～愛知県犯罪被害者等再提訴費用助成金制度の御案内～

犯罪被害者等が損害賠償請求訴訟を提起し、加害者に対し損害賠償を命じる確定判決を有しているにも関わらず、加害者から損害賠償金の支払いを受けることなく消滅時効が迫っている場合において、消滅時効完成前の再提訴費用を助成し、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るための助成金を給付します。

①対象費用・助成額

(対象費用) 再提訴に要する費用のうち、再提訴の際に裁判所に支払う費用（一つの損害賠償請求につき、1回の再提訴を限度とします。）

(助成額) 一つの損害賠償請求につき、上限33万円

再提訴に必要な裁判所への手数料等

(例) 訴額1億円	手数料	32万円		
	予納郵券	約6～7千円	計	約33万円



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

②助成対象者

次のいずれにも該当する方に対して、助成金を交付します。

○犯罪行為により死亡、重傷病又は精神疾患を負ったことについて、再提訴をした方

○再提訴をした日において愛知県内に住所を有している方

③助成がされない場合

○助成対象費用について、国、他の地方公共団体その他の者から助成を受けた場合

○犯罪被害者が犯罪行為を誘発した場合

○助成金を交付することが社会通念上適切でないと認められる場合
等

④申請に必要な書類

- 愛知県犯罪被害者等再提訴費用助成金交付申請書
- 損害賠償請求を得た当初の判決文（全文）の写し
- 損害賠償請求権に係る刑事事件の判決書の写し
- 再提訴の判決書（全文）の写し
- 申請者が再提訴をした日において、愛知県内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類
- 助成対象費用額の内容を証明する書類 等

- ※ 重傷病・精神疾患を負ったことに対する再提訴の場合は、受傷日や療養期間などが記載された医師の診断書も必要です。
- ※ 申請様式及び申請に必要な添付書類について、詳しくは愛知県のホームページを御確認ください。

⑤交付決定の取り消し・助成金の返還

- 交付決定後、交付を受ける資格がないと判明したとき、偽りその他不正の手段によって交付決定を受けたと認めたときは、交付決定が取り消されます。
- 交付決定が取り消された場合、既に助成金が交付されていたときは、返還しなければなりません。
- 交付後に、加害者から助成対象費用の弁償を受けたときは、愛知県に報告のうえ、助成金を返還しなければなりません。

⑥申請方法・申請期限

（申請方法）申請窓口宛て郵送又は直接御持参ください。

（申請期限）再提訴に係る判決が言い渡された日の翌日から5年以内

**<申請窓口> 愛知県犯罪被害者等のための総合的対応窓口
（愛知県防災安全局県民安全課内）**

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

TEL 052-954-7545

※午前9時から午後5時15分まで

月～金（祝休日・年末年始は除く）